別表　Ｉ

走行不明「＊」「＄」「＃」マークについて

メーター改ざん車「＊」マークとは

・過去の点検記録簿、走行管理システムなどによって走行メーターが巻き戻されていることが
　確認できる車輌を「改ざん車」とします。
・出品申込書には過去の点検記録簿、走行管理システムなどで判明した改ざん前の走行距離を
　備考欄などに記載し「改ざん車」と明記する。

メーター交換車「＄」マークとは

・ディーラーにてメーターを交換された事を証する記録簿などの書面が確認できる車輌を
　「メーター交換車」とします。
　上記の書面には、メーター交換を行った日付・交換前の走行距離が記載されていることが
　必要となります。
・出品申込書には備考欄などに「日時」・「営業所名」・「交換時の走行距離」を記載し、
　「メーター交換車」と明記する。※出品申込書の走行欄には、**合算距離**を記入します。
・交換を証明できない車輌・中古メーターは「改ざん車」とみなします。

走行不明車「＃」マークとは

・上記「改ざん車」・「メーター交換車」以外で記録がなく、推定できる根拠がない車輌を
　「走行不明車」とします。
・ただし、後日メーター改ざんが判明した場合はクレーム対象となります。
　※クレーム期間は１ヶ月、ノーペナルティキャンセルのみ受付とします。
・出品申込書には備考欄に「走行不明車」と明記して下さい。

タコグラフ装着車の取り扱いについて

・車輌総重量８㌧未満のタコグラフ装着車については、記録簿等の書面で交換を証明
　出来ないものは「走行不明車（＃）」として扱います。
・出品申込書の注意事項欄に「タコグラフ装着車」+「メーター不明車（＃）」と記入し、
　走行距離欄には（＃）マーク及び、ＯＤＯメーター表示の記入が必要になります。
　但し、メーター改ざんが判明した場合クレームとして受理します。
・タコグラフの製造年月日が、該当車輌の登録年月日より新しく、且つメーター交換を
　書面で証明できない場合、メーター改ざん車とします。

別表　Ⅱ

「新車保証書とは」

① 新車ディーラーが発行しており、保証期間内においては、保証継承できるもの。もしくは、保証書として通用するもの。

② 車台番号が記入してあり、どの車輌に対して発行されたものであるかが明らかであること。

③ 正式に保証継承がなされている場合で、さらに次の継承が可能な状態（保証書期間内において）であれば新車保証書とみなします。

④ １・３・６ヶ月点検等の欄は、白紙でもかまわないが、保証書欄は、白紙であったり、欠落してないこと。

{注意点}

- 車検時の点検記録簿（1枚もの）や、ディーラー中古車発行の保証書やメンテナンスノートに関しては、保証書付きとはみなしません。
- 残存保証期間に関しては一切問いません。メーカー保証が有効か無効かについては、落札店で判断していただきます。
- 保証書、取説等ありと出品票で申告した場合、現車には絶対積み込まずに、直接 IAA
- へ
  書類と一緒にお送りください。
  万一、現車に積み込まれていた場合で、紛失、盗難にあった際は、出品店責任とし、クレームの対象とします。
- 保証書の不備、もしくは届かないというクレームの受付期限は、書類発送後１０日間（発送日を含む）とし、それ以後は免責とします。
  落札店より上記内容についてのクレーム申告があった際には、IAA から出品店への連絡日を起算日とし、出品店が１５日以内に発送できない場合はクレーム対象として処理します。
- 落札した書類が到着した際には、保証書の有無、車台番号等の内容チェックを忘れずにお願いします。

別表　Ⅲ

契約の解除を伴う重要事項のクレーム

	クレーム内容	受付期間	クレーム処理基準
1	盗難車、差押え、抵当権設定車、車台番号改ざん車、法的問題車等	無期限	・ペナルティ　10万円 ・AA手数料　20，571円 ・陸送費用、加修費用 ・その他損失利益を除く実費
2	接合車	AA開催日より 6ヶ月以内	
3	冠水車	AA開催日より 6ヶ月以内	・ペナルティ　5万円 ・AA手数料　20，571円 ・陸送費用、加修費用 ・その他損失利益を除く実費
4	年式、検査の有無、車歴(レンタ・営業車等）の書き間違い	書類発送後 10日以内	・ペナルティ　2万円 ・AA手数料　20，571円 ・陸送費用
5	PS、PW、AC、ターボの有無、シフト違い、車名違い、駆動違い等	AA開催日含む 6日午後5時まで	・AA手数料　20，571円 ・陸送費用
6	型式違い(型式に『改』がつく場合）、コーションプレート違い、特殊用途(キャンピング、放送宣伝車等）腐食等で車台番号が確認できない、V⇔Wの書き間違い及び変更登録未記入	書類発送後 10日以内	・AA手数料　10，285円 ・陸送費用
7	修復歴車、溶接部品交換・改造車、積算計の不良、登録遅れ、モデル違い、型式違い、（車種、グレード、排気量等が相違する場合）ドア形状の書き間違い	AA開催日含む 6日午後5時まで	・AA手数料　10，285円 ・陸送費用
8	乗車定員変更及びバン形状の二人・三人乗り等（未記入の場合）	書類発送後 10日以内	・AA手数料　10，285円 ・陸送費用
9	消火器散布車 ミッション乗せ替え(AT⇔MT）	AA開催日より 1ヶ月以内	・ペナルティ　2万円 ・AA手数料　20，571円 ・陸送費用
10	オドメーター改ざん・交換車	AA開催日より 6ヶ月以内	・ペナルティ　5万円 ・AA手数料　20，571円 ・陸送費用、加修費用 ・その他損失利益を除く実費
11	オドメーター交換車(社外メーター又は現車を目視にて判別可能とIAAが認めた場合）で、走行距離が変わらない場合	AA開催日より 1ヶ月以内	・AA手数料　20，571円 ・陸送費用
12	オドメーター交換車(社外メーター又は現車を目視にて判別可能とIAAが認めた場合）で、走行距離が変わる場合	AA開催日より 1ヶ月以内	・ペナルティ　5万円 ・AA手数料　20，571円 ・陸送費用、加修費用 ・その他損失利益を除く実費
13	走行不明車（♯）がメーター改ざん車（*）であった場合	AA開催日より 1ヶ月以内	・AA手数料　20，571円 ・陸送費用 ・値引き無し
14	グレード違い（限定車、記念車、パッケージ等含む）	書類発送後 10日以内	・AA手数料　20，571円 ・陸送費用

※上記4で、落札車輌の年式が出品票記載の年式より高年式であり何ら支障が考えられない場合、IAAの裁定により受付できない場合があります。
※上記14で、落札車輌のグレードが出品票記載のグレードより上級グレードであり何ら支障が考えられない場合、IAAの裁定により受付できない場合があります。
※陸送費用、加修費用、その他実費は、IAAが裁定した金額の範囲内とします。
※タイミングベルト、オイル交換等ステッカーによる走行距離違いのクレームは受付しておりません。
※初年度より10年経過、走行10万km超(走行不明車含む)の車輌については、基本的にノークレームとさせて頂いておりますが、誤記入等による不備についてはその限りではありません。
※上記10において、IAAより送付した書類・記録簿・保証書等にてクレームが判明できた場合の受付期間は、書類送付後1ヶ月以内とする。
※上記1・2・3・4・9・10・12のペナルティ金額は、落札金額が20万円以下の車輌については、半額とします。
また、リユースコーナーは、陸送費用以外の経費は免責とします。

別表　Ⅳ

リユースコーナー

出品対象車　：低年式・多走行・低価格車等で自走可能な車輌。
１０万円以下で売り切っていただける車輌。
輸入車・走行不明車は出品出来ますが、IAAの判断により欠品部品多数とみなした場合の現状車輌は出品不可。

出品方法　　：オークション出品票の希望ブロック欄の「リユース」を指定してください。
その時、調整金額を１０万円以下でご記入ください。
調整価格の未記入で調整室にも来られない場合は、応札が１０万円を超えれば売り切らせていただきます。

クレーム　　：出品票の記載事項の相違、メーターダウン車、冠水の未申告、抵当権設定車法的問題車等についてのみ受付けます。
内外装・装備関係・機関関係等はノークレームとします。
（保証書・取扱説明書・付属品はクレーム有り）
ただし、IAAが免責不適当と認めた場合は、この限りではありません。
書類遅延・差替え・名変遅延・交通違反や旧名義人への迷惑行為によるペナルティは通常通りとします。

別表　Ⅵ

現状車輌（不動車）について　（現状コーナにて出品）

外装の損傷が大きい事故車および不動車、フォークリフトで移動可能な車輌が出品できます。
事故現状・不動車でオドメーターの表示不良車・欠品車も走行不明車として出品可能です。
また、冠水車も出品可能です。ただし、冠水車の申告は必要です。（未申告はクレーム対象）

『現状車輌』の定義：外装の損傷に伴い、IAA の検査基準で事故車となるもの、または
機関・機構の不良および損傷等に伴い不動車となるもの。
出品店の申告で IAA が事故現状または不動車と認めた車輌。
冠水、事故の破損、または電気系統トラブル等によるオドメーターの
表示不良車および欠品車。
その他、IAA が事故現状車・不動車と判断した車輌。

出品対象車条件　①　車輌として必要最低限の装備、エンジン・ミッション・ハンドル・ブレーキ・
タイヤ等に欠損が無く、自力またはフォークリフトによって移動可能なこと。
（ただし、フォークリフトによる移動の際に生じる破損については出品店・
落札店ともノークレームとする。）

②　車台番号は判読可能なこと。また、車検付車輌はナンバープレートがあり
判読可能なこと。

③　事故現状・不動車のオドメーター表示不良車・欠品車は走行不明車として
出品可能です。

④　譲渡書類が完備できること。

⑤　損害保険請求中等、係争中でないこと。

⑥　危険車輌、法的問題車、抵当権付車輌でないこと。

検査　検査は、行いません。また、出品店記入欄、セールスポイント欄はすべて
IAA にて消去させていただきます。（オドメーターの欠品は表記します）
ただし、IAA の判断により出品店申告内容を表記したままの方が好ましいと
判断した場合は、この限りではありません。
評価点は「現」・冠水歴車は「１」とします。

出品方法　出品票の希望ブロックにて指定して下さい。

搬入　　　　　　搬入は、オークション開催日（水曜日）を除く、午前９時３０分より午後５時まで
とします。
搬入場所は、車輌搬入口の係員の指示に従ってください。

搬出　　　　　　自走可能車は、通常搬出ルールに同じです。
不動車の搬出時間はオークション翌日以降の、午前９時３０分より午後５時まで
とします。（オークション当日は搬出不可）
また、不動車の搬出の際はセーフティローダー（４トン車まで）・平ボディー車
にて引取り願います。
ただし、開催週の土曜日の正午までに搬出されなかった場合は、
自動的に再出品となりますので、十分に注意して下さい。

クレーム　　　　出品票の記載事項の相違、メーターダウン車・冠水の未申告、抵当権設定車、
法的問題車等についてのみ受け付けます。
内外装・装備関係・機関関係等を含め一切ノークレームとします。

ただし、IAA が免責不適当と認めた場合はこの限りではありません。
書類遅延・差替え・名変遅延・交通違反や旧名義人への迷惑行為によるペナルティ
は通常通りとなります。

その他　　　　・事故及び電気系統トラブルによるオドメーター表示不良車･欠品車については
走行不明にて出品可能です。この場合、現メーター表示も不明な場合があります
のでご注意下さい。
・フォークリフトによって移動または積み込みする場合、十分注意をしますが、
出品車輌及び積載車輌の一部を破損させる可能性があります。この場合に
ついてもクレームは受け付けしませんのでご了承願います。
・ガラス欠品車等の降雨による被害については免責事項とします。

別表　V

◎セールスポイント欄の【ユーザー仕入れ車】と、
ユーザー＆初出品コーナーへの出品条件について

【ユーザー仕入車】及びユーザーの定義

① **ユーザーから仕入れた車輌。**
＊オークション流札車（当日キャンセル含む）は可、AA仕入れは不可。

② ユーザー名義（使用者欄）になってから3ヶ月が以上経過していること。
（8月10日ユーザー名義→11月10日以後のAA出品時は可）
*但しユーザー名義で新車登録の場合は3ヶ月経過していなくても出品可能です。
（8月10日にユーザー名義で新車登録→11月10日以前でもAAに出品可能）

③ ユーザー名義から自社名義に変更している場合、自社名変後3ヶ月以内であること。
（8月10日自社名変完了→11月10日までのAA出品時は可）

④ ユーザー仕入れ後抹消している場合の、抹消後の経過期限は設定しておりません。

⑤ 名変期限付き出品は可とする。（最低必要期限については、AA規定に準ず）
名変中出品も可とする。（ナンバープレート、封印については、AA規定に準ず）
成約後の抹消も可とする。（移転抹消も可）

＊ 上記ユーザー買取を証明するものとして、出品店はユーザー名義時の車検証コピーの保管をお願いします。（特に軽自動車）
後日、IAAより出品店に照会させていただいた際に、車検証コピーの提示が不可能な場合はクレーム対象となりますのでご注意ください。

＊ ①～⑤の定義に合致している場合のみセールスポイント欄の【ユーザー仕入車】に〇印をつけることができまた、下記【初出品車】と区別することができます。

初出品車の定義

過去3ヶ月間オークション出品歴の無い車輌。
（8月10日オークション出品→11月10日以後のオークション出品時は可）

【ユーザー仕入車】及び買取・下取・初出品コーナーに関するクレームについて

受付期限：書類発送後１０日以内とします。

処理：　キャンセル時ペナルティ（3万円）＋AA手数料（2万円）＋キャンセル陸送代
または、値引き5万円（税別、ただし成約車輌価格を上限とする）
上記に関しては、落札店により選択できるものとする。